

## 公式様文書と文書木簡

早川庄八

下達・上申・平行を兼ねる文書 謄、

### はじめに

奈良国立文化財研究所編『藤原宮木簡』一・二の「解説」および『平城宮木簡』一・二・三の「解説」に付せられている索引をみると、「文書形式」として、つきのような項目が示されている。

『藤原宮木簡』詔、奏、解、前白（曰）、符、召、  
『平城宮木簡』案、移、謹通、口勅、解、啓、請、状、宣、牒、  
勅旨、符、返抄、召、

いまこれらを、その文書の機能面から分類すれば、つきのように分けることができると思われる。

天皇の意志の表出にかかるもの 詔、口勅、勅旨、

上奏文書 奏、

下達文書 符、召、

上申文書 解、前白（曰）、請、啓、状、謹通、

平行文書 移、

其事云々、符到奉行、

### 一下達文書

公式令において、一般的に用いられる下達文書の様式として定められているものは、13条の符式である。そこでは、諸国に下される太政官符を例として、つきのような様式を示している。

公式令において、一般的に用いられる下達文書の様式として定められているものは、13条の符式である。そこでは、諸国に下される太政官符を例として、つきのような様式を示している。

大弁位姓名 史位姓名

年月日 使人位姓名

鈴剋

この符は、太政官が諸司に対して命令を下す場合と、所管の司が被管の司に対して命令を下す場合とに用いられるものであるが、その様式上の特徴は、つぎの三点にあるといってよい。第一は、差出所（右の場合は「太政官」と宛所（同「其國司」）とともに初行に記されることである。第二は、施行を命ずる文言（同「符到奉行」）を有することである。第三は、発給者（大弁・史）の位置が、本文のつぎ、年月日の前にあることである。この三点をおさえたうえで、正倉院文書および木簡にみられる八世紀の符と、それから派生したと考えられる略式文書をみることにしたい。但しここでは、太政官符や省符などの形式の整った符は、すべて検討の対象から除外する。この点は、後に扱う解や牒などでも同じである。

#### イ 符

公式令13符式条に定める符は、官司あるいは官司類似機関が、管下の官司あるいは官司類似機関に対して命令を下す場合に用いられるものであるということだが、いわば暗黙の前提となっている。しかし官司が日常的に発給した符について正倉院文書の例をみると、官司に対する下したものがある。また、宛所が省略されることはない

が、差出所はしばしば省略される。たとえば『大日本古文書』一三一～一八頁に収める「造東寺司紙筆墨軸等充帳」は、天平勝宝五年から同七歳までの間に造東大寺司政所が写経所に下した符の正文を貼り継いだものであるが、そのなかにつきのようなものがある。

#### （史料1）

(1) 政所符 写経所領員原生人等

合紙伍伯張

右、充<sub>下</sub>写<sub>二</sub>常疏<sub>一</sub>料<sub>上</sub>、如<sub>レ</sub>件、故符、

次官佐伯宿祢

判官石川朝臣「豊麻呂」

主典阿刀連「酒主」

天平勝宝五年十一月十日

(2) 符 奉写経所

雌黃武両毫分 紫土捌両 膠毫斤

右、絵<sub>二</sub>大般若<sub>一</sub>部花嚴<sub>二</sub>武部軸<sub>一</sub>七百冊枝<sub>二</sub>料<sub>一</sub>、即付<sub>二</sub>真原生

人、

判官石川朝臣豊麻呂

天平勝宝六年六月十八日

(3)

政所符 吳原生人等

筆柒管 墨毫拾陸廷

右、且附<sub>二</sub>飽田石足<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>充如<sub>レ</sub>件、故符、

次官佐伯宿祢今毛人

勝宝六年四月廿二日

(1)は「写經所領吳原生人等」の官人に宛てたものであり、(2)は差出所を省略した例である。また『大日本古文書』一五一三七二五四頁に収める「造石山寺所公文案帳」に収載されている、造石山寺所が山作所領等に下した符の多くは、差出所のない「符」ではじまる符である。宛所の受命者にとって、位署等で発給者が了解されるものであるならば、強いて差出所を記す必要はなかつたのである。

施行を命ずる文言も、一様ではない。公式令符式の通り「符到奉行」とする例はもちろん多いが、(1)のように「故符」がつぎに多く、また「以符」とするもの、単に「符(ス)」とするものがあり、さらには「故符、符到奉行」「今以状符、符到奉行」のようないねいなものがあるかと思えば、(2)のようにそうした文言を全く記さない符も多数みうけられる。

これに対して、位置の位置が他の様式の文書と異なる点については、かなり強く意識されていたようであつて、よく守られている。この点についての興味ある事例を一つ紹介すると、(史料1)「造東寺司紙筆墨軸等充帳」には、造東大寺司次官佐伯今毛人自筆の政所符が四通収められている(但しうち一通は後に言及する「政所充」)。それをみると、はじめの三通の位置は、年月日の次行にある。つまり

りこの三通の位置は、符式の署の位置に反している。ところが四通目の(3)にいたつて——幸いにこれのコロタイプが『大日本古文書』に収められているのでそれによつてみると——、今毛人は、初行の「政所符 吳原生人等」から「勝宝六年四月廿二日」までを一気に書いたあと、初行に「写書所」三字を書き加え、本文と年月日の間に署を挿入していることが知られる。次官という地位にあって、日頃みずから下達文書を起草する機会の少なかつた今毛人は、四通目でようやく誤りに気づいたのであろう。符式の署の位置が強く意識されていたことを示す事例とみてよい。

以上のようなことは、木簡にみられる符でも変りはない。その主要なものを掲げる。

#### 史料2

- (1) □□ 符處々塞職等受(ウラ習書、略) 藤原木簡一一一二  
 (2) 符造酒□<sub>司カ</sub>  
 (3) 符三野部石嶋□

右為打 勅旨紙召宜知此狀以

莫為怠遲符到奉行

大屬錦部連眞道  
(年月日)

(4) 符供麻呂 米八升 右充婢長少女 平城木簡一一一七七五

(5) • 造酒司符 長等 若湯坐少鑑  
犬甘名事

日置葉

・直者言從給状知必番日向 〔参カ〕

平城木簡一一一三三四

(6) • 符 □ □ 田 □ 片岡部 〔三月カ〕

・式斛陸斗伍升 □ □ □ 長江 〔受カ〕 〔忌カ〕

平城概報 (一)

(7) • 符 波多主寸 〔道カ〕 〔万呂〕 波多主寸友臣

府垣将 □ 薫給一荷 将來日員

平城概報 (一)

(8) 符沙山司等以今月十一 〔ウラ略〕 平城概報 (一)

(9) • □ 分仰下 〔拔符カ〕

・三カ成 〔六カ〕

平城木簡三一三三一七四

(10) • 符 □ □ □ □ □

・故符

平城木簡三一三三一七五

右の一〇例のうち、(1)・(2)・(8)・(10)は官司ないし官司類似の機関に充てた符であるが、(3)・(4)・(5)・(7)は官人に充てた符である。また(9)を除いて、他はみな宛所が記されているが、差出所を記すものは(5)のみで、以外のものはいずれも差出所を書かずに単に「符」と

する。施行文言は、(3)では「符到奉行」、(9)・(10)では「故符」だが、それ以外では施行文言らしきものをうかがい知ることができない。

また、位署と年月日の位置関係の知られるのは、図書寮符と推定される(3)と、(9)のみであるが、(9)の「□成」は署とみられる、いず

れも署を先にし、年月日をその次行に記していく、符の様式にかなっている。以上を総合すれば、正倉院文書にみられる符と文書木簡にみられる符との間には、様式上は、基本的な差違はなかったとみてよい。

#### 口 召

この符の系列に属するとみられるものに、召すなわち召文メシヅミがないし召喚状がある。

文書冒頭を「召」で書きはじめるものとして、正倉院文書のなかに、つぎに挙げるようなものがある。ここでは、文書冒頭の文言と、書止の文言のみを示す(注記は『大日本古文書』編年の巻・頁、以下同じ)。

#### 〈史料3〉

(1) 天平廿年七月廿九日「金光明寺造物所經師召文案」

一〇一三一八

召 今以状下符、

(2) 天平勝宝四年八月卅日「造東大寺司經師召文」

一一三五五

(3) 造東大寺召 故召、

(4) 天平宝字二年二月「造東大寺司召文」 四一六〇

造東大寺司／召 故召、

(4) 年月日未詳(天平宝字二年八月類収)「造東寺司(?)」經師召

文 可召人 (書止文言ナシ)

(5) 天平宝字二年八月十九日「東寺写經所召文」 一三一四七九

東寺写經所召 仍追喚如件、莫延遲、

(6) 年月日未詳(宝亀二年類収)「奉写東大寺一切經所經師召文案」 四一二九〇

奉写東大寺一切經所／召 今故召、

この召が符の系列に属する下達文書であることは、つぎの二点か

ら知ることができる。第一に、(1)の召は「今以<sup>レ</sup>状下符」の施行文言を有する。すなわちこれは、符と意識されていた。第二に、(1)・(2)・(3)・(5)の四例は位置と年月日の位置関係が知られるものであるが、それは符式のそれと同じである。

そして同様のことは、文書木簡の召についても指摘することができる。まず符の例として挙げた(史料2)・(3)の符は、召喚状である。人間の召喚に符が用いられた例は、正倉院文書にも、あるいはまた天平六年出雲国計会帳にもみられるが、この符はそうした例の一つ

である。つぎに、木簡にみられる召の署の位置が符式にかなつたものであることについては、すでに『平城宮木簡』の一の「解説」で指摘されているが、多数の召木簡の残存例のなかから、様式の知ることのできる二例を、(史料4)として挙げておく。

## &lt;史料4&gt;

(1) 府召 牟儀猪養 右可問給依事在召宣知

・ 状不<sup>レ</sup>過日時參向府庭若遲緩科必罪翼

大志 少志

四月

七日付

縣若虫

平城木簡一一五四

(2) 召 錦部岡万呂 承知此狀急<sup>レ</sup>寮庭參向  
怠々莫

平城木簡一一五五

・ 頭 助 大屬 少屬 潤九月十四日付広足

平城木簡一一五五

(1)は左兵衛府または右兵衛府の、(2)は某寮(「解説」は天平十八年のものと推定している)の召喚状であるが、いずれも署と年月日の位置関係は、符式のそれと同じである。

このように、召は符の系列に属する下達文書の様式と推定されるのであるが、しかし正倉院文書のなかには、それとは系列を異にする、つぎのような召がみられることにも、注意しておく必要がある。

## &lt;史料5&gt;

(1) 「造東寺司經師召文」

一三一四七九

造東寺司召

合陸人

(歴名略)

右人等、写始 御願経退之、仍使充左大舍人從八位  
下石寸宿奈万呂、追召如レ件、但依レ例  
天平宝字二年八月三日 主典安都宿祢「雄足」  
「奉写一切經所經師等召文」

一四一四四四

ハ 告・充

奉写一切經所召  
合式拾陸人

(歴名略)

以前人等、並違期限、至今未参、仍差坤宮<sup>(官)</sup>今良上嶋津召之、事有期限、不得遲怠、其都中人等、宜充食、其都外人等、宜充食馬、今以状牒示、

天平宝字四年九月廿七日史生下道朝臣「福麻呂」

外從五位下池原公<sup>(栗守)</sup>

造東大寺司主典阿都宿祢「雄足」

(2)の書止が「今以状牒示」であることから知られるように、この二つの召の位置は、移式転用の牒式によっている。つまりこれは、後に述べる、下達文書としての牒の系列に属する召なのである。そしてやはり木簡の召にも、同様のものが見出せる。つぎの一例がそれである。(2)の年月日の下の欠字は、発給者の署であろう。

〈史料6〉

(1) 参向寮家若緩者(脱アルカ)

国養老□年二月十七日<sup>(六臣カ)</sup>麻呂<sup>(具録カ)</sup>

平城概報(一四)

(2) 式部省召 書生佐為宿祢諸麻呂

十一月廿<sup>□</sup>

平城概報(四)

このような召に類似したものに、告と充がある。まず告からみることにする。

文書木簡としての告は、いわゆる告知札を除けば、管見ではつぎの一点が知られるにすぎなかつた。

〈史料7〉

・告□□□□□

・宜知此心莫令□

平城概報(一五)

しかし正倉院文書の例によれば、これにも符の系統のものと牒の系統のものがあつたことが知られる。つぎの諸例がそれである。

〈史料8〉

(1) 「写經司校正勘出法」

二四一一二九

□ 頤過失事

□ 壮一字減一百張

- (2) 色如數減除、授勘顯人  
到月終者、注状具申送案  
此副為烈以状、故告、  
天平十三年四月廿九日
- 〔造東寺司主典安都雄足状〕(年月日不記) 一六一一七七  
告 經所  
錢一千文
- (3) 右、自<sub>二</sub>泉米価<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>貫文<sub>一</sub>、便充<sub>二</sub>額田部筑紫<sub>一</sub>、今具  
<sub>レ</sub>状、以告、  
主典安都雄足
- (前次)  
〔造東寺司主典安都雄足状〕
- 一六一六八
- (4) 一以<sub>二</sub>明日<sub>一</sub>、写經用度可<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>節部省<sub>一</sub>、宜<sub>二</sub>承<sub>二</sub>知状<sub>一</sub>、政所申雜  
使六人許夫十人許受<sub>レ</sub>、以<sub>二</sub>已時前<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>參<sub>二</sub>向節部省<sub>一</sub>、事  
有<sub>二</sub>要促<sub>一</sub>、以勿<sub>二</sub>延廻<sub>一</sub>、今具<sub>レ</sub>状、以告、  
主典安都雄足
- 十一月十七日  
一五一一四二
- (5) (左) 右件經<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>始<sub>二</sub>月八日<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>知状<sub>一</sub>、上件人等、  
手階類經師七八人許率引參上可<sub>レ</sub>告知、但上馬甘者司許  
者、二月三日以前參上、今具<sub>レ</sub>状、以告、  
天平宝字六年正月廿三日<sub>下</sub>  
<sub>(道主)</sub>
- 右件經<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>始<sub>二</sub>月八日<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>知状<sub>一</sub>、上件人等、  
手階類經師七八人許率引參上可<sub>レ</sub>告知、但上馬甘者司許  
者、二月三日以前參上、今具<sub>レ</sub>状、以告、  
天平宝字六年正月廿三日<sub>下</sub>  
<sub>(道主)</sub>
- 〔安都雄足牒〕  
主典案都宿祢  
一五一一三四二
- 牒 石山務所  
充下米拾俵<sub>一</sub>石五斗先自<sub>レ</sub>寺受代<sub>二</sub>石五斗今見充相寺黑米<sub>一</sub>  
錢<sub>二</sub>拾貫<sub>一</sub>写經所料
- 右、附<sub>二</sub>便寺大德<sub>一</sub>送送、到宜<sub>二</sub>早速檢納<sub>一</sub>、以告、  
正月廿八日 安都雄足
- このうち(1)は、写經所の内規を告示したものであるから、かならずしも下達文書とはいえないが、(2)・(3)・(4)・(5)の四点は、「今具<sub>レ</sub>状、以告」「宣<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>知状<sub>一</sub>、……今具<sub>レ</sub>状、以告」「到宜<sub>二</sub>早速檢納<sub>一</sub>、以告」の施行文言を有する下達文書である。そして位署と年月日との位置関係からみれば、(3)は符の系統に、(4)は移式転用の牒の系統に属するものとみてよい。(5)は「牒」で書き出し「以告」で止める、下達文書としての牒である。

なおついでながら、(2)・(3)・(5)の『大日本古文書』で付せられて  
いる文書名について一言述べておく。同書の編者は(2)と(3)を「安都  
雄足状」とし、(5)を「安都雄足牒」として、いずれもあたかも安都  
雄足個人が発したかのような文書名を付しているが、これは適當と  
はいえない。なぜならば、これらはみな雄足が個人の立場で発した  
のではなく、造東大寺司主典としての立場で発給した公文書として  
の下達文書であるからである。したがって、(2)・(3)に文書名をつけ  
るとすれば、「造東大寺司告」とでもすべきであろう。同様に(5)も  
「造東大寺司牒」とする方が、文書の内容にそくしている。『大日本  
古文書』に多数みられる「安都雄足牒」のほとんどが、造東大寺司  
の発給した下達文書とみなすべきものであることについては、のち  
に再び触れる。

□「□□此状宣趣旨 平城木簡一一二六三一  
充の語は、物品を官司なり官人なりにアテガウさいに用いられる  
語であるが、さきに符の項で紹介した「造東寺司紙筆墨軸等充帳」  
のなかには、多数の「政所符」と並んで、〈史料10〉のようなもの  
がある。

#### 〈史料10〉

(1) 「政所充紙文」

充經所

色紙參伯參拾陸張

縹二百卅六張二百廿九張敷金  
七張敷銀

青褐一百張不敷金銀

穀紙參仟玖伯伍張 凡紙參伯玖張

右、奉為 太皇太后、依飯高命婦宣、奉写梵網經一

百部一料、充如件、

判官上毛野君

石川朝臣「豊麻呂」

天平勝宝六年七月廿五日付上馬甘

(2)

「政所充紙文」

充經所銀塵紅紙壹伯拾陸張

右、依内侍因八万中村宣、可奉写七仏神咒經、地藏經、

(2)・充宜充之  
宜知此狀  
・趣趣宜知

平城概報(一一)

(1) 春日所充革七十把 天平十九年七月十九日猪口〔養カ〕

つぎに充についてみると、木簡にみられる充には〈史料9〉のよ  
うなものがある。但し(2)は習書である。

〈史料9〉

(2)

充宜充之

宜知此狀

・趣趣宜知

無垢称経料、分付如レ件、

次官佐伯宿祢 判官上毛野君眞人

天平勝宝六年九月九日付吳原生人

(3) 「政所充金涅文」

政所充 写経所領吳原生人等

金涅老分

右、絵表紙料、所<sub>レ</sub>充如レ件、

天平勝宝六年三月廿二日

次官佐伯宿祢今毛人

(1)と(2)は、書き出しを「充」とし、その下に宛所を記し、「充如レ件」「分付如レ件」で結ぶ下達文書である。位置と年月日の位置関係も、符式にかなっている。これに対して(3)は、さきに符について述べたさいに触れた、佐伯今毛人が書式を誤つて書いた三通のうちの一通である。今毛人自筆の文書は、「符」(正月廿九日付)、「政所充」(史料10-(3))、「政所符」(三月廿六日付)、「政所符」(史料1-(3))の順に並んでいるから、この「政所充」は符と同じ機能をもつ公文書として作成されたとみてよい。とすれば、「充」で書き始める公文書も、符から派生した下達文書の一様式とみなしてよいであろう。

### 一三一八

## 二 平行文書

公式令において、所管—被管関係にない官司相互に授受される公文書の様式として定められているのは、移である。この移についての令の規定および明法家の解釈で留意しておく必要のあるのは、つぎの四点である。

①移も、官司と官司との間で授受される公文書の様式であることが、前提とされていること。

②符と同じく、差出所と宛所を明記すること。

③官司と官司の関係が因事管隸でない場合は書止を「故移」とし、因事管隸の場合は書止を「以移」とすると定めていること。

④令集解の古記・令釈および義解は、一致して、A省被管の職・寮・司が、B省あるいはB省被管の職・寮・司に対しても、直接に移を発することはできない、と解釈していること。

ところが、文書木簡および正倉院文書の実例をみると、この四点はほとんど守られていない。その点について、正倉院文書の例を挙げるのは煩雑であるから、ここでは主として木簡の例についてみることにする。言及する木簡の事例を、〈史料11〉として掲げる。

①・主水司人等移眞広人所  
　　〈史料11〉

□□□味物煎□□所

平城木簡三一一八五八

(2) 移請受陵侵□

和銅八年五月五日

(3) 島掃進兵士四人依人役數欠

状注以移 天平十一年正月一日

平城概報 (八)

(4) 隕陽寮移 大炊寮 給飯捌升右依

例給如件錄状故移

從八位下

平城概報 (七)

(5) 造兵司移衛門府大樁并拵事  
承狀知以今日令運仍具狀以移

天平三年十二月廿日從七位上行大令史葛井連「□足」

平城概報 (一四)

#### ①官司相互の授受文書とする点について

正倉院文書のなかには、このことに反する事例を見出すことはできなかつた<sup>(1)</sup>。したがつてこの点は、かなり遵守されていたものと思われるが、ただ一例ではあるけれども、木簡のなかに(1)のようなものが存する。宛所をこの木簡のように、「人名プラス所」と記すことによって、それを擬似官司ないし擬似機関として表記することは、正倉院文書にしばしばみられるところである。しかしこの木簡の差出所は「主水司人等」であつて、官司としての主水司ではない。つまりこれは主水司移ではないのである。このような事例が一つでも

存するとすれば、移が、官司相互の授受文書としてのみ用いられたことには、疑いの眼を向けなければならないであろう。

#### ②差出所と宛所を明記する点について

この点に反した事例も、正倉院文書のなかには見出すことができなかつた。しかしやはり木簡に、(2)・(3)のように差出所も宛所も書かないものが存する。こうした移は、文書としての伝達機能よりも、これを持参した使者の口上の方が、より多くの伝達機能を果したと推察される。

#### ③「故移」と「以移」の別について

実例においては、この区別は不明確である。事例の紹介は省略する。

#### ④所管官司の異なる被管官司の移の授受について

令集解の諸注釈は、A省被管の甲司が、B省あるいはB省被管の乙司へ、直接に移を発してはならない、とする。そうした場合は、甲司は所管のA省へ上申し、A省からB省あるいは乙司へ移を発するのだという。このことに反する事例は正倉院文書のなかにもみられるが、(4)・(5)の木簡もその例である。(4)は中務省被管の陰陽寮が、中務省を介さずに直接に宮内省被管の大炊寮に対して発した移であり、(5)は兵部省被管の造兵司が、兵部省を介さずに衛門府に対して発した移である。

このように移には、公式令の規定あるいは諸注釈の解釈に反する

事例がみられるのであるが、しかし文書様式としての移のもつ問題点は、むしろ移と牒との境界が曖昧なところにあるというべきであろう。もつとも、そもそも牒という様式の公文書は移式を転用したものであるから、両者の境界が曖昧なのは、むしろ当然のことなのかも知れないのだが。

古文書学の概説書などが説くところによれば、牒は所管—被管関係の曖昧な官司相互に、特に令外官を中心にはかんに用いられ、そのためやがて移を圧倒して牒が一般化するにいたり、移は消滅した、とされている。<sup>(3)</sup> だがこのような理解には、二つの点で問題があるようと思われる。その一つは、右に述べたように、移と牒との境界はもともと不分明のものであったのではないかということであり、いま一つは、ある局面においては、移は以後ながら用いられたとみるべきではないかということである。

第一の点について、造東大寺司が令制の俗官官司との間で授受した文書をみると、多くの場合に移が用いられているが、そうしたなかにも、図書寮との授受文書に「造東大寺司牒図書寮」とするものと「図書寮移造東大寺司」とするものとがみられる。<sup>(3)</sup> 同じ官司であるのに、一方は牒を用い、一方は移を用いているのである。また造東大寺司と皇后宮職、造東大寺司と紫微中台との間の授受文書には、例外なく牒が用いられ、移は使われていない。この場合は、皇后宮職も紫微中台も令外官であるから、そのことが牒の用いられた理由

であつたかとも考えられるが、しかしこの二つの官司は、官職の相当位の規定された、後世いうところの「除目官」の官司であつて、「宣旨官」の官司ではない。ただ、移と牒との境界が曖昧な例は、こうした、広い意味での令外官と他の官司との授受文書においてのみみられることも事実である。結局、そうした場合の授受文書に移を用いるか牒を用いるかについて、明確な基準はなかつたらしいといいうるにとどまる。

これに対しても、令制官司と令制官司との間で授受される平行文書に、牒が用いられることはない。この場合は、すべて移である。そしてこのことは、後世にいたるまで遵守されたとみてよいと思われる。<sup>(4)</sup> したがつて、移の機能が牒にとって代られて消滅したとは考えがたいのであって、平安時代以降の移の残存例が少ないのは、おそらくつぎの二つの理由によると思われる。一つは、令制官司の官司としての機能の減退である。官司としての機能が失われれば、それだけ官司相互の平行文書としての移を発給する機会も乏しくなる。いま一つは、移は官序文書であるから、もともと後世に残される機会に乏しかったことである。日常的に授受されるこの種の公文書は、一定期間を経れば廃棄されたであろうし、運よく残されたとしても、それを保管した官司自体が廃絶すれば、文書も消滅してしまう。

### 三 上申文書

ここでは、上申文書としての辞・解・請・進・啓・状・(通)などについてみることにする。上申文書には、いま一つ重要なものとして「某の前に申す」とするものがあるが、それについてはのちに別個に考えることにする。

公式令に上申文書として定めるものは、11条の解式、14条の牒式、15条の辞式の三種である。

#### 11解式

式部省解申其事  
其事云々、謹解、

年月日 大錄位姓名

卿位姓名 大丞位姓名

大輔位姓名 少丞位姓名

少輔位姓名 少錄位姓名

#### 14牒式

牒、云々、謹牒、

年月日 其官位姓名牒

#### 15辞式

年月日位姓名辞、

イ 辞

其事云々、謹辭、

公式令の定めるところによれば、解は「八省以下内外諸司、上太政官及所管」に用いられるものである。すなわち官司から官司へ上申する文書が、解である。これに対して牒式の牒は、「内外官人主典以上、縁レ事申牒諸司式」であって、主典以上の官人個人が官司に上申する場合に用いられる公文書である。同様に辞は、「内外雜任以下、申牒諸司式」であって、これは雜任以下庶人にいたるまでの個人が官司に上申するさいに用いられる公文書の様式とされている。したがつて公式様文書の体系としては、官司が上級官司に上申するときは解を、個人が官司に上申するときはその政治的地位によって牒または辞を用いることが原則とされていた、とみることができる。しかし現実には、個人が官司に対して上申する場合にも解がさかんに用いられた反面、牒式の牒と移式転用の牒との区別は曖昧であり、辞にいたつてはほとんど用いられることがなかつたとみられている。このうちの牒式の牒と移式転用の牒との関係、換言すれば今日に残されている多数の牒のなかに牒式の牒が見出せるかどうかという問題については、のちに牒の多様性の問題とし検討する予定なので、ここではまず、ほとんど用いられることがなかつたといわれる辞からみることにしよう。

相田二郎『日本の古文書』下には、「牒」の附載として、康保一年（九六五）三月三日付八幡由原宮師僧仙照辞と、康平元年（一〇五八）十二月十一日付大学允某辞の、二通の辞が掲げられている。この種の辞は『平安遺文』にもみられるが、いずれも後代のものであり、また公式令の辞式とは様式を異にしている。相田氏がいわれるよう、「解の例文に辞を替へた如きものである」（五三頁上段）。つまり「辞」字を「解」字に代えてそのまま通用する。したがつてこれらが公式令辞式の辞の実例であるとは、どうてい考えられな

い。  
さかのぼつて八世紀の正倉院文書のなかにも、辞式の辞の実例とみられるものは見出せない。宝亀二年から同三年にかけての、奉写一切経所の經師手実のなかに、二〇通の「物部道成辭」があるが、これも「解」字に「辞」字を充てたものにすぎない。<sup>(6)</sup>しかしだからといって、辞式の辞は全く存しなかつたと断言できるかというと、そもそもいいきれない面がある。というのは、売券などに「辞状」という語が散見するからである。たとえば、天平宝字五年十一月廿七日付大和国十市郡池上郷屋地売買券（四一五一〇）は売人の「辞状」によって立券したものである。天平宝字七年三月九日付越前國公驗（四一四九）では「大伴宿祢麻呂等狀」を「辞状」といつている。同様に天平勝宝五年三月十一日付薬師寺三綱牒（三一六一八）では「先三綱願照等狀」を「辞状」といつている。だがこれらの「辞

状」が、公式令辞式にのつとつて作成されたものであつたか否かをみきわめる手だけは、全くない。むしろあとの一例で「某狀」を「辭狀」と称していることよりすれば、それが文書として書かれたものであるならば、後述の啓・状の如きものを想定する方が、無難であるようと思われる。結局のところ、辞については残念ながら不明であるとせざるをえないのが実情である。ただ、この辞と多少とも関係あるかと思われる文書木簡に、つぎのようなものがある。

#### 〈史料12〉

・右京一条四坊戸主国貞忌寸薩比登<sup>〔誠カ〕</sup>

・欲給故牒 右如件

平城木簡三一三一九〇

この木簡について「解説」は、「表面下端の「誠」が啓状の常套句の「誠惶誠恐謹言」だとすると牒にはそぐわない。また牒で書止が「右如件」となっているのは例をみない。あるいは文書、書状の文言を習書したものか」と述べて、記述に疑問を呈している。たしかに、牒で「謹牒」「謹以牒上」とするものはあつても、「誠惶誠恐」等の文言をもつ例はみあたらない。しかし「以牒」などの書止記した牒は存するから、「右如件」とあってもよいのではないかとも思われる。だがむしろ私が注目したいのは、人名の前に記された本貫である。というのは、公式令辞式には「若庶人、稱ニ本属」という本注があつて、位階をもたない庶人は本貫を記すことになつて

貫の記載には、辞式との関係が想定できるのではないか。

(1) 「秦太德請暇解」

秦太德解 申請暇日事

合三箇目

右、依二帙畢、請二暇日一如レ件、仍注レ状、以解、

卷之三

(2) 一刑部広浜請暇解

謹解 申請狀

合十箇目

右、為二日病治、請レ暇如レ件、仍注レ狀、謹解

申夔景雲四年八月十一日刊鄒玄兵

正倉院文書にも木簡にも見出せないのはあるいは当然のことであるのかも知れない。

四  
解

公式令に定める解は、さきに述べたように、下級官司が上級官司に對して上申するさいに用いられる公文書の様式であった。それゆえ解の宛先は、太政官か、もしくは直属の上級官司にかぎられる。このように宛先が明確であるから、解には宛所を書く必要がないわけである。しかしその解が、個人の上申文書としても用いられたとすると、事情はやや異なつてくる。官司が官司に對して上申した解にはほとんど問題とすべき点はないので、以下は、個人が上申した解について述べる。

正倉院文書として残されている、個人が差出した多数の解を見る  
と、それにはおおまかにいって、二つの様式のものがあった。

史料13

(1)は、上申者の名を初行に差出所として書くもの（この場合は年月日下には上申者の名を記さないのが例であるが、重ねて上申者の名を署するものもある）であり、(2)は発端を「謹解」とのみ記し、上申者の名は年月日下に署したものである。本簡に同様の例を求める  
と、〈史料14〉の(1)・(2)・(3)は第一の例であり、(4)・(5)は第二の例である。

・ 弥努王等解  
使部使 [連] 欲 東方 大坂群 一處

藤原宮七八

- (2) □初位上松前舎人倭麻呂謹解申請  
□平城木簡一一八一  
平城概報(一四)
- (3) 狩首乙山謹解申  
・西□借米三十□  
・西□<sup>〔家カ〕</sup>借米三十□
- (4) 謹解申請錢□□  
・(ウラ略)
- (5) 謹解申請間食事  
母□部吉人□□
- 平城木簡三一三一七一  
平城概報(一七)
- こうした個人の上申する解に関しては、種々の興味ある事柄がみられるのであるが、ここでは二つのことを指摘するにとどめておく。その一つは、官司が上申する解には、上述のように、宛所は書かれないので原則であるが、個人の解には、しばしば宛所をもつものがみられることである。正倉院文書の例は省き、木簡の例を二つ挙げる。
- 〔史料15〕
- (1) 謹解 □□尊  
・謹解 □□尊  
・右依カ  
□□今要用垂恩澤
- 平城概報(一二)  
平城木簡一一七九
- (2) 謹解 川口関務所 本土返還夫人事 伊勢国  
謹解 平城概報(一二)
- 右、件校経十月下番料、仍状注啓  
天平十一年十月廿九日  
七一三九八  
一五一四六七

合には、あえて宛所を書く必要はなかつたであろうが、解が個人一般の使用する上申文書として広く用いられれば、差出者の側としては、宛所を書こうとする意識が生まれるのは自然であろう。そしてこのことは、後述の「某の前に申す」という上申様式にも通ずる事柄であろうと思われる。

二つめは、〈史料15〉(1)の宛所の「□□尊」という表記から知られるように、個人の解には、後述の啓・状に近似するものが多いということである。「尊」は、啓・状の宛所の表記に一般的にみられるものであるが、文書名を解とすべきか啓・状とすべきかに迷う例を、〈史料16〉として示す。(1)と(2)は解と啓の、(3)は解と状の区別の分明でない事例であり、(4)は宛所をもつ解ないしは状の例である。

## 〔史料16〕

## (1) 「丹比道足解」

丹比道足謹解 申勘紙事  
合巻冊六(注記略)

## 〔史料15〕

(1) 謹解 □□尊  
・謹解 □□尊  
・右依カ  
□□今要用垂恩澤

ある官司なり機関に所属する者が、その官司・機関に上申する場

右、大殿御畠倉宿置旨如レ件、以解、

六月三日草原嶋守

〈史料17〉

(3) 「經師錦部広繼解」

謹解 申請裝潢布施可<sub>レ</sub>給事

合堺紙壱仟柒伯張

右、布施可<sub>レ</sub>給状、注顯申送、以解、

宝龜三年一月五日錦部広繼謹狀

(4) 「長背広足經師貢進解」

謹解 申貢經師事

少初位上秦勝常陸

右人、經師 貢上如<sub>レ</sub>件、

天平寶字二年七月十七日

長背広足謹狀

謹上 五百瀬尊机下

もともと公式令では個人が個人に対して差出す私状の様式は定め  
ていないのであるから、解が個人の上申文書として用いられ、それ  
が(4)のように個人に宛てて差出された場合には、丁重な文言をもつ  
るものとなるであろうことは予想されることである。しかし宛先が官  
経所と推定される(1)・(2)・(3)のような例が存することは、宛先が官  
司であれ個人であれ、個人の上申文書としての解と啓・状の区別が、  
あまり意識されていなかつたことを意味しよう。文書木簡の例を一  
つ示す。

一九一一四四

解□息事右□者蒙<sup>(恩)</sup>澤□延年如常<sup>ニ</sup>  
等師

奉止謹解

〔仰カ〕彼郡大領所令任

〔状カ〕謹啓今願所者<sup>ニ</sup>

四一一七五

平城木簡一一八〇

奉止謹解

〔仰カ〕彼郡大領所令任

〔状カ〕謹啓今願所者<sup>ニ</sup>

これは、「解説」で「個人の啓状か。解文の形式をとっている」と指摘されている木簡であり、また今泉隆雄氏によつて、西宮兵衛某による郡領任官の請願文書の下書きとして注目されたものである。たしかに文書名を解とすべきか啓とすべきか、迷わざるをえない。

この種の任官請願文書としては、著名な他田日奉部神護解(三一一四九)があるが、それは「謹解 申請海上郡大領司仕奉事」と書いたあとに、周知のように宣命体の文章が記されている(書止文言・年月日・署名なし)。そのほかに任官請願文書として私が知りえたものは天平寶字六年閏十二月九日付和雄弓啓(五一三三二、経生への採用願)と、年不明(宝龜四年カ)十月廿三日付上昨麻呂状(一二二二二、左右兵衛府・左右衛士府に任官することについての推薦依頼)のわずか二通にすぎなかつたが、それはいずれも啓・状である。

いささか啓・状に深入りしたので、つぎにはそれについて述べるのが順序であろうが、その前に、解の簡略化されたものと考えられる請と進について簡単に触れておく。

## ハ 請・進

物品等の請求文書としての請の木簡は、文書木簡としては最も多量に出土しているので、事例を示すのは省略する。同様に正倉院文書のなかにも「請」で書き出す文書が多くみられるが、それらが解の系統に属する上申文書であることは、たとえば天平十八年から同廿年にいたるまでの、写後経所・写後書所が筆・墨等を請求した文書を綴った「写後経所写後書所請筆墨帳」(九一一七八一九一)に、解と請が混在していることからも知られる。但し〈史料18〉の木簡は、啓・状の系列に属する請である。これもまた、解と啓・状が近接するものであつたことを示す一例である。

## 〈史料18〉

- 請飯一二升許

大人謹状

平城概報(四)

- 十二月廿九日

請と同じようなものに、進・進上がある。〈史料19〉は木簡、〈史料20〉は正倉院文書の例である。『大日本古文書』が「送進文」とするこうした進・進上も、さきに充を下達文書の一様式とみたのと同じように、上申文書の一様式とみなしてよいようと思われる。

## 〈史料19〉

(1) 民部省 進薪皂伯荷

〔右依カ〕  
□□□□

平城木簡一一四四

(2) 進 藥十枚六斤 付

七月廿三日

平城木簡一一七三一

(3) 〔東カ〕  
□蘭進上

平城概報(一)

・ 藥 □□□□□□□種付三

(4) 進上 氷三荷 丁刑部眞塩

〈史料20〉

・ 神龜六年五月十九日少山部得太理 平城概報(一五)

(1) 「淨清所漬菜送進文」

淨清所

進漬菜壹缶員三斗  
桃交水惹者天平勝宝二年七月廿二日高屋<sub>〔付カ〕</sub>向御廄坊

(2) 「藍園茄子送進文」

藍園進上

茄子伍鉢

天平勝宝二年六月廿一日資人倉垣三倉

(3) 「打紙進上注文」

進上打紙事

天平感宝元年潤五月十日

鴨書手

ニ 啓・状

啓・状については、さきに解について述べたさいに多少触れたことでもあるし、また相田二郎氏が平安時代中期以前の啓・状を一四形式に分類して詳細に検討しておられるので<sup>(10)</sup>、ここでは問題点と思われる事柄を指摘するにとどめる。

第一に、公式令7啓式条に定める啓は、春宮坊あるいは中宮職が、皇太子ないし三后の承認をえようとするさいに用いられる公文書であるが、木簡および正倉院文書にみられる啓・状の多くは、そうしたものではなく、個人が差出す上申文書ないし書状である。『大唐六典』卷一によれば、「凡下之所以達」上、其制亦有「六、曰表状牘啓辭牒」とい、啓に注して「啓於皇太子」という。この啓は日本の公式令の啓と同じく皇太子に対する上啓文書であるが、さらに注して「然於其長、亦為之、非公文所施」ともいう。長ずる者に対し送る私文書としても、啓が用いられるというのである。事実、司馬光撰『司馬氏書儀』や徐師尊撰『文體明辨』などによれば、唐代には私人間の書翰にさかんに啓が用いられたことが知

られる。日本の、公式令のとは異なる啓の源流は、そうした唐の私文書にあつたとみてよいが、それがいつどのようにして日本で用いられるにいたつたかを追及することは、今後の課題である。

第二に、いま私は、啓・状は唐の私文書の流れをくむものであるといつたが、それにもかかわらず、啓・状が個人の差出す私文書ばかりとはかぎらないことにも、注意しておく必要がある。啓・状に

官司が差出したもののあることは、すでに相田二郎氏によって指摘されているが、藤原宮出土木簡のなかに、「馬寮」が差出した「啓」がある（藤原概報（四））。また正倉院文書には、天平五年から同十二年にいたるまでの間の、十数通の「写經司（所）啓」があり、そのほかにも「造東大寺司啓」（二四一五二六、一一一五四八）、「東大寺写經所啓」（一一一七二）、「福寿寺写一切經司啓」（二四一四六）、「運堂所啓」（五一一四七）などがあり、さらには「小野備宅啓」（一一一八）、「北大家経写所啓」（一一一七〇）、「造宮輔宅写經所啓」（一一一四四〇）などのように、いわゆる家牒に類する啓もみられる。但しこのうちの天平年間の「写經司（所）啓」は、皇后宮職に宛てたものであるから、もし皇后光明子への上啓が意識されていたとすれば、公式令啓式とのかかわりで理解すべきものであるのかも知れない。もしそうであるとすると、これは、後に述べる諸司の奏と共通する性格をもつた啓であるということになる。

第三に、個人が差出した啓・状が、すべて私的な文書であったか

というと、少なくとも木簡や正倉院文書として残されている啓・状の多くは、そうではない。たしかに『万葉集』卷五に収める、大伴旅人と藤原房前の往復書翰の「状」や、山上憶良と吉田宜が旅人に宛てた「啓」は、純粹な私文書である。しかし正倉院文書および木簡として残された啓・状は、多かれ少なかれ公的な性格をもつている。そのことは、宛先が官司であればいうまでもないことであろうし、宛先が個人であっても、その啓・状の授受された場が、造東大寺司および写経所という官衙であり、宮城内という官衙街であることを考えれば、当然予想しておかなければならないことであろう。

ホ

通

『平城宮木簡』一「解説」の索引の「文書形式」の項で「謹通」とするものは、つぎの木簡である。

〈史料21〉

謹通 敷万呂□所 請菜端事

平城木簡一一五

この木簡について「解説」は、「謹通」で書き出す文書は、正倉院文書中にも数例ある」として、『大日本古文書』の五一三二一八、五一四三九・四七〇、二四一五五九の巻・頁を指示している。しかしその後、この木簡の欠字は「尊」であることが東野治之氏によつて指摘されている。<sup>(13)</sup>そしてこれで知られるように、「謹通」は文書形式を意味するものではなく、宛所の一部を構成する字句、すな

わち上所<sup>アゲドコロ</sup>の表記の一種なのである。「解説」が指示する例をも含めて、知りえたかぎりの上所「謹通」を含む宛所の書様を、〈史料22〉として掲げておく。このうち(3)の宛所は、〈史料21〉の木簡と同じように、文書の冒頭に記されている。

〈史料22〉

(1) 大伴旅人の藤原房前に宛てた状 〔萬葉集〕卷五

謹通 中衛高明閣下 謹空

(2) 藤原房前の大伴旅人に宛てた状 〔萬葉集〕卷五

謹通 尊門記室

(3) 天平宝字六年閏十二月一日付「僧正美状」 五一三三一八

謹通下案主御所

(4) (天平宝字六年<sup>カ</sup>) 三月十日付「安都雄足新令送状」

通 道守所

(奥裏切封ウハ書) 通 経所案主

(5) 天平宝字六年八月十一日付「安都雄足雜物進下状」

五一四三八

一五一四七〇

謹通 兩案主并諸尊者侍者

(端裏ウハ書) 謹通 石山務所

(6) (天平年中)「黒人請経等牒」

一二四五五九

謹通 高屋大夫前

## 四 講の多様性

(2)・務所牒 作門所 庭五人匠丁四右充彼所

少録船連鈴末呂 八月廿八日附委文末呂  
平城木簡三一三一七八

養老公式令には、二種類の牒が定められていた。その一つはすでに述べた14牒式条の牒で、これは内外の官人の主典以上が諸司に上申するさいに用いられる公文書である。いま一つは12移式条の移を転用した牒で、これは僧綱・寺家三綱と俗官官司との間の報答に用いられる公文書の様式と規定されており、養老令の施行にさきだつて、養老三年に採用されるところとなつたものである。

このように公式令の牒は、官人から官司への上申と、俗官官司と僧綱・寺家三綱との授受文書と用いるとされたものであつたが、八世紀以降に行われた牒が、このように限定されたものでなかつたことは、すでに周知のところである。平城宮出土木簡のうちから、文字の残存状態の良好なものを二例、(史料23)として掲げる。いずれも俗官官司（ないし官司類似機関）と俗官官司（ないし官司類似機関）との間で交された文書木簡である。

## &lt;史料23&gt;

- (1)・内膳司牒 小子部門司塩一古 海藻一古  
堅魚三古 息□三古  
〔宮進カ〕〔如件カ〕  
・状故牒 □□□□□〔真カ〕  
正六位下行典膳雀□□□□〔真カ〕

こうした牒についても問題とすべき点は多いのであるが、ここでは、俗官官司（官司類似機関）相互に授受される牒の多様性と、個人が差出す牒をめぐる問題についての、二点に関して述べることとする。

そもそも唐では、牒は、下達文書としても、平行文書としても、さらには上申文書としても用いられたものであった。<sup>(15)</sup>この点は日本で現実に行っていた牒も同様であつて、その三種のいずれにも用いられている。煩を避けて事例を示すことは控えるが、たとえば(史料23)の(2)は、某官務所の下達文書としての牒である。逆に、書止を「謹牒」「謹以牒上」などとするものは、上申文書としての牒である。こうした点についてかつて私は、三つの可能性を想定しておく必要があつたと述べたことがある。<sup>(16)</sup>それは、「(1)大宝令の牒式が唐の牒制に近い規定であつたために、養老令の施行後もこれが否定されずに行われたか、(2)令の規定如何にかかわらず唐の牒制が準用されたか、あるいはまた(3)移式準用の牒が拡大解釈されて用い

られたか」の三つであるが、現在の私には、啓・状の普及の状態から類推して、(口)の可能性が最も大きいようと思われる。しかしこの点は、なお今後の課題としたい。

つぎに、個人を差出者とする牒をみると、これにも上申文書としての牒と、下達文書としての牒があることに、注意しておかなければならぬ。

まず、牒式にのつとつて作成された可能性をもつ上申文書としての牒からみると、その例は意外に少ない。正倉院文書にみられる多数の牒のなかで、個人が差出した上申文書の例として私が知りえたものは、**「史料24」**のようなものがあるにすぎなかつた。(2)・(3)・(7)は、牒と啓・状との混体である。

#### 史料24

- (1) 天平十年度周防国正税帳の防人部領使牒 二一一三九  
     (前般) 部領使大宰府少判事從七位下錦部連定麻呂牒
- (2) (中般) 部領使正六位下上道臣千代牒  
     (後般) 部領使大宰史生從八位下小長谷連常人牒  
     (天平十八年?) 三月九日付「葛野古万呂状案」 九一五
- (初行) 前欠ニヨリ不明  
     (書止) 以状、謹牒、  
     (年月日下) 葛野古万呂状
- (宛所) 謹上 乙満尊 左右
- (宛所) 謹牒上 国師務所

(3) 天平□年七月九日付「僧榮之牒」 二四一五〇九

(初行) 牒 書之司

(書止) 注状申送、如前、  
     (年月日下) 栄之状

(4) 天平感宝元年五月廿三日付「僧平撰性泰返抄」三一一三一〇

(初行) 牒 写経所

(5) 天平勝宝四年四月一日付「東大寺僧教演牒」一二一六四

(初行) 牒 写経所

(6) 天平勝宝四年六月五日付「藥師寺僧弘曜牒」一二一三一

(初行) 僧弘曜謹牒 造東大寺司務所

(7) 天平宝字五年十一月九日付「額田部筑紫状」一五一二九

(初行) 前欠ニヨリ不明  
     (書止) 今以状牒上、  
     (年月日下) 額田部筑紫状

(8) 宝龜三年八月十一日付「出雲國員外掾大宅朝臣船人牒」<sup>17</sup> 六一三八九

(書止) 仍注状、以譲牒上、

宝星經一部

七仏所説神咒經三部

金剛波若經六百卷

右、今月十日内宣偽、仰根道令奉写二件經者、宜承知

旨、早令奉写、

天平宝字七年三月十日

法師道鏡

五一四四七

(3) 「法師道鏡牒」

牒 東大寺司所

合 可奉写經冊卷

十一面經冊卷 孔雀王兜經一部

右、從來月六日以前、可写畢、故牒、

(マ)

字七年六月卅日

法師道鏡

五一五二一八

(4) 「大臣禪師牒」

右、奉大尼延證宣偽、勅偽、件經令奉請於東大寺者、

合經三百五十余卷

承知此旨、寺使至檢度、故牒、

天平神護元年五月六日付大隅公足

法師道鏡

五一四〇一

(2) 「法師道鏡牒」

合奉写經七百卅一卷

最勝王經十一部

(5) 「法師道鏡牒」

二五—三四六

しかしこれらのうち、(3)・(4)・(5)・(6)は僧から俗官官司への牒、  
(8)は俗官官人から僧官への牒であるから、これらは移式転用の牒の  
系譜を引くものである可能性が大きい。また(2)と(7)は官司宛ではなく  
く、個人宛である。そうであるとすると、牒式の牒である可能性の  
あるものは、(1)の周防國の国衙に宛てた防人部領使の牒のみとなっ  
てしまふ。

つぎに、個人の牒が下達文書として用いられた例としては、五通  
の道鏡の牒を挙げよう。

史料25)

(1) 「法師道鏡牒」

牒 東大寺一切經司所

請一切經目錄一事

在於彼寺経律論並章疏伝等之目錄是也、

右、被今月六日内宣偽、件經律等目錄、暫時令請者、今

依宣旨、差堅子上君麻呂充使、令奉請、具狀故牒、

天平宝字六年六月七日

法師道鏡

牒 東大寺一切經司所

請一切經目錄一事

合奉写經七百卅一卷

最勝王經十一部

(2) 「法師道鏡牒」

合奉写經七百卅一卷

最勝王經十一部

(3) 「法師道鏡牒」

合奉写經七百卅一卷

最勝王經十一部

(4) 「法師道鏡牒」

合奉写經七百卅一卷

最勝王經十一部

(5) 「法師道鏡牒」

合奉写經七百卅一卷

最勝王經十一部

牒 寺司所

大般若経三帙第一 第二  
第六十帙

右、件経、上山寺僧瑞瓊等可レ令レ奉レ誦、故牒、

五月廿二日

法師道鏡

この五通は、いずれも下達文書である（但し(2)には「牒」字はない）。しかも注目すべきことは、(4)は大尼延證が宣した勅を伝達する牒であり、(1)・(2)は「内宣」を伝達した牒であることである。もし上級者の意志を近侍者が他者に対して伝達するために作成する文書を、広い意味での「奉書」と称することができるとするならば、(1)・(2)・(4)はそうした意味での「奉書」「御教書」といつてよいであろう。

なお、個人を差出者とする下達文書としての牒で、いま一つ注意しておく必要のあることは、その牒が、個人の牒ではなく、差出者の属する官司ないし機関の牒であるものがある、ということである。その典型的な例が、造東大寺司主典で造石山院所別当であった安都雄足が、写經所の案主および造石山院務所に下した牒であって、これらはみな年月日下に安都雄足一人が署名するだけなので、雄足個人の牒とみられそ�であるが、その内容をみるとすべて命令の伝達であつて、なかには「施行（セヨ）」（一五一四三八）「早速施行（セヨ）」（一五一四六六）などの施行文言を有するものもある。したが

つて『大日本古文書』がこの種の牒をみな「安都雄足牒」としているのはいささか疑問であつて、「造東大寺司牒」とすべきであろう。同様に——これは下達文書というよりも平行文書とみるべき牒であるが——坤宮官少疏で外嶋院領であつた池原禾守（上毛野栗守）一人が署して造東大寺司写經所に宛てた牒も、『大日本古文書』は「池原禾守牒」（四一四五三、一四一四五〇、二五一三〇〇）とするが、「外嶋院牒」とすべきものである。これらはみな、良弁一人が署して造東大寺司に宛てた牒が、「東大寺牒」であるのと同じである。

## 五 上奏文書

私の知りえたかぎりではわずか三点だが、奏の木簡が出土している。

（史料26）

(1) 官奴司謹奏「膳」足杵 □□□ 藤原木簡「一一〇〇〇」  
 (2) 左兵衛府奏 □□□□ 平城概報（一六）

(3) 太政官 □  
 [謹カ] 平城概報（四）

公式令に定められている上奏文書は、3論奏・4奏事・5便奏の三種の太政官奏、8奏彈式の彈正台奏、10飛駆上式の諸国司奏、17奏授位記式の太政官奏であるが、そのほかの諸司の奏としては、職

員令9陰陽寮条と儀制令7太陽虧条に陰陽寮奏（陰陽密奏）が、儀

制令8祥瑞条に祥瑞についての治部省奏がみられる。また続日本紀には、こうした飛駆奏・密奏・瑞奏以外に、治部省奏・刑部省奏・

神祇官奏・巡察使奏・問民苦使奏などの諸司の奏がみられる。もつ

とも、職員令2太政官条集解の令文「大外記一人」の下に加えられ

た諸注釈のうち、讃記や跡記所引或云は、諸司の奏は、解文を作つて弁官に進め、それに基づいて外記が奏を作ると述べているから、

以上の諸例が、諸司から直接に天皇に上奏されたことを意味するかどうかは、にわかに決めがたい。そうした点が考慮されたためかと思われるが、『藤原宮木簡』二の「解説」は、(1)「官奴司奏」を論

奏式との関係から理解しようとしている。すなわち、「ただ公式令論奏式によれば奴婢廿人以上を用いる場合には論奏式を用いることになつてゐるから、官奴司が奴婢を用いるにあたつては謹奏という

書式を用いたものかも知れない」という。しかしそれにしても、宮内省被管の小官司である官奴司の奏が存在するのは、いかにも不審である。そこで、正倉院文書のなかに類似した例がないか、探してみることにする。

『大日本古文書』編年二五卷のなかから、私が見出しえた奏は、つぎの四例であった。

（史料27）

(1) 天平勝宝元年九月八日付「東大寺写経所奏」

三一三一九・一一一七三

(2) 天平勝宝三年二月七日付「造東寺司奏案」一一一四七五

(3) 年月日不明「造東大寺司奏」（尾欠）一七一四九

(4) 天平宝字二年八月廿五日付「太政官奏」四一二九二

このうち(1)・(2)・(3)は正倉院文書であるが、(4)は壬生官務家所蔵文書で、後世の写しでもあり、また太政官奏なので、検討対象から除く。また(3)も尾欠なので、これからは何の手がかりもえられない。なお(1)は、『大日本古文書』の第三巻と第一巻に重複して収められているが、第一巻所収のものによれば、これは全一二紙からなる「瑜伽論帳」（一一七二一八〇）のなかの第一紙に記されているのであり、第三巻所収のものはそこから(1)のみを単独に抜き出したものである。それゆえ(1)についての検討は、第一巻所収のものに基づいて行うこととする。

さて(1)・(2)の二通の奏のうち、手がかりを与えてくれそなのは(1)である。差出官司が造東大寺司管下の写経所であることも、宮内省被管の官奴司の奏と通ずるところがある。しかしそのためには、これを收めている「瑜伽論帳」なるものがどのような帳簿であったかを、知つておく必要がある。

天平勝宝二年十一月廿八日付「造東寺司未返經論注文」（一一四五〇一四五三）によれば、造東大寺司写経所での瑜伽論一〇〇卷の書写は、天平十九年九月廿三日の「故尼師」の宣を契機として開

始されたらしい。そしてそのさい、底本は僧綱所所有のものを「奉請」（借用）して書写すべきことが指示されたようである。こうした場合、書写の契機となつた「故尼師」の宣の背後には、眞の命令者である天皇もしくは皇后が存することに、まず注意しておく必要がある。

全一二紙からなる「瑜伽論帳」は、このようにして行われた瑜伽論書写の過程で、造東大寺司写經所と僧綱所との間で授受された「奉請経」文書すなわち經巻貸借文書の綴りなのである。（史料28）として、その第一紙から第三紙までを示す。

（史料28）

(A)

（第一紙）

東大寺写經所啓  
瑜伽論 従初帙第七卷始如校定員

右、今所レ応レ写、且奉請如レ前、

奉レ返六卷 初帙第一二三四五六卷者

右、隨ニ写了奉レ返如レ前、謹啓、

天平勝宝元年九月八日

（第二紙）

(B) 奉請経一事

右、奉ニ色々紙写ニ維珂論、隨レ將レ奉レ写、不レ過ニ今時ニ令ニ

奉請、今状注申送、

(C)

東大寺写經所謹奏

瑜伽論六卷 第一二三四五六卷者  
（追記）「以天平勝宝二年七月十六日依員奉返已訖 使山口人成」

右、依ニ葛井根道今日宣、貢進如レ前、但依表紙色未ニ仰  
給、不得ニ装潢、謹奏、

天平勝宝元年九月八日玄蕃頭從五位上 王

（第三紙）

(D)

奉レ返瑜伽論六卷 初帙第一二三四五六卷者  
瑜伽論四卷 従初帙第七卷至第十卷者

右、如レ員奉レ撰已訖、

右、今依レ所レ請、令レ請如レ前、

天平勝宝元年九月九日

大僧都 「自署行信」

尼公宣

天平勝宝元年九月八日主典葛井連根道

付從国嶋

第一紙の(A)天平勝宝元年九月八日付「東大寺写經所啓」は僧綱所に宛てたものであつて、書写済みの初帙第一巻から第六巻までの六巻を返却する旨と、第七巻以降の新たな「奉請」（借用）の申し入

れを記している。一紙とんで第三紙の(D)は、僧綱所が造東大寺司写經所に宛てた文書で、初帙第六卷までの六卷を受領した旨と、新たに第七卷から第十卷までの四卷を貸し出す旨が記されている。以下第十二紙まで、造東大寺司の立場からすれば、書写終了分を返却し、その都度数卷ずつの新たな借用を申し入れるという内容の文書が続く。そうしたなかで、第二紙のみに、そのような造東大寺司と僧綱所との間の授受文書とは異なる(B)・(C)二通の文書が記されており、そのうちの(C)が問題の「東大寺写經所奏」なのである。

同じ日付の(A)・(B)・(C)三通のなかで、まず注目すべきものは(B)である。『大日本古文書』のコロタイプによれば、(B)は造東大寺司主典葛井連根道自筆の文書であることが知られるが、その述べるところはつぎのようなものである。

(僧綱所から) 経を奉請(借用)することについて

このことは、色々の紙に瑜伽論を写し奉るのだが、写し奉るにしたがって、時を移さず逐次奉請(借用)することにせよ。いまこのことを注して申し送る。

これは尼公の宣である。

(尼公の宣を奉つてこれを記した者は) 主典葛井連根道である。

(この文書は)「従」の国嶋に付けて(写經所へ送る)。

つまりこの文書は、造東大寺司主典葛井根道が「尼公宣」を奉つ

て写經所に下達するために書かれた“奉書”である。この「尼公」はさきに書写を命じた「故尼師」と同一人物と推測されるが、「尼公宣」の背後にはもちろん眞の命令者である天皇もしくは皇后がいる。そしてこれによつて、第一紙と第三紙以下にみられる少數卷ずつの経巻の貸借は、この“奉書”を契機として進行したものであったことが知られる。

問題の(C)「奏」は、(B)と同じ料紙にきちんととした楷書で書かれた案文である。<sup>(19)</sup> そしてその内容は、新写の瑜伽論六巻の送付状である。(B)の“奉書”は底本の「奉請(借用)」を促進すべきこと――結果として写經の速度を早めるべきこと――しか述べていないが、同時に根道には、書写終了分をすみやかに進上すべき旨が指示されたのであろう。その「葛井根道今日宣」をうけて急遽進上することになつた新写六巻に副えられたのが、この(C)「奏」の正文である。とすれば、「奏」の正文と新写六巻の実際の送り先は「尼公」であるけれども、それが「奏」であるのは、「尼公」の背後にある天皇あるいは皇后が意識されたためであろうと推測することができる。つまりこの「奏」は、「尼公」を介して眞の書写命令者である天皇あるいは皇后に上奏されることを予測して、作成されたものとみることができる。

そうした眼で「史料27」(2)の「造東寺司奏案」をみると、これにも「賛參入紀主典」(池主)(奏ノ正文ヲ) 賛シ參入スルハ紀主典(池主)

という注記が施されている。「奏」の内容は、新家弟山の宣によつて書写した経巻の用途物の請求であるが、女官と考えられる新家弟山の宣の背後には、やはり天皇もしくは皇后があつたと推測される。だからこそ、造東大寺司主典紀池主が「奏」の正文を持参して、内裏に「参入」したのである。それゆえこの「奏」も、仲介者は存したかも知れないが、天皇もしくは皇后に奏上されることを予測して作成されたと考えることができる。

わずか二例にすぎないが、正倉院文書に残されている二つの諸司の奏は、同じような事情のもとで作成されたものであることが知られた。そうであるとすれば、木簡の(1)「官奴司謹奏」(2)「左兵衛府奏」も、同じように考えることができるのではないか。官奴司や左兵衛府が天皇に直接奏上したとは考えがたいとしても、木簡に記された内容が最終的に天皇に奏上されることを予測して、「謹奏」「奏」と記したものと思われる。

## 六 「前白（曰）」をめぐる問題

以上、文書木簡と正倉院文書のなかの類例を対比しながら、公式様文書のありかたをみてきたが、そこからえられたものは、詔などの検討を保留したもの除き、公式令に定める文書様式とそれから派生したと考えられる文書様式に限定してみたかぎりでは、文書木

簡と正倉院文書のあいだには、質的な差違はないという、予想されたとも、当然ともいうべき見通しであった。しかし正倉院文書で公式令規定の文書様式と対比することのできるものは、その残存状態に制約されて、天平期以後にかぎられている。これに対して、木簡はそれ以前のものが出土している。したがって、公式令規定の文書様式がそれ以前いつごろまでたどれるか、換言すれば、公式様文書といわれるものはいつごろ成立したのか、という問題を考える場合にその検討対象となるのは、もっぱら文書木簡となる。検討課題の最後のものとして、こうした関心のもとに、「前白（曰）」の木簡と、公式令に定める上申文書、就中解との関係について、考えてみたい。なお、その検討に入る前に、これまでみてきた公式令に定める文書様式のうち、解以外のものの、最も古い例を確認しておく。まず符の最古のものは、〈史料2〉(1)である。これの出土した藤原宮S D一四五溝からは、辛卯年（持統五年、六九一）から大宝三年までの年紀をもつ木簡が出土しているから、この符木簡は、淨御原令制度下、大宝令制下の、いずれのものもある可能性がある。移の最も古い例は藤原宮S D一七〇溝出土の「中務省移」（藤原概報（五））だが、中務省という官司名からみて、大宝令施行以後の木簡とみてよいであろう。同様に奏の古い例も藤原宮S E二三一〇井戸から出土した（史料26）(1)であるが、官奴司の名称から推して、大宝令施行以後のものとみられる。なお、藤原宮跡からの牒の出土例は、ま

だない。このように、不明の符木簡以外は、いずれも大宝令の施行

以後にその初例がみられる。これに対して、上申文書としての「前白（曰）」は、すでに知られているように、大宝令施行の前と後とにみられるのみでなく、これと公式様文書としての解との関係は、いさざか微妙である。

この「前白」という形式の文書木簡にいちはやく着目したのは、

『藤原宮木簡』一「解説」の付章「藤原宮木簡の記載形式について」

（一九七八年）である。そこでは、この上申形式は私文書のみではなく、公文書としての性格を有する文書木簡にも用いられていること、この上申形式は、天武朝に定まつたとみられる祝詞にもみられるから、大宝令の解式に先行する古様の上申文書の様式と推定されると、などが指摘されている。ついで岸俊男氏もこの様式に注目され、藤原宮木簡を大観すれば、大宝令施行の前と後で、上申文書の文書簡の書式に変化があり、「前白」から大宝公式令の解式の書式に移行したとみてよい、との見解を示された。<sup>(20)</sup>その後さらに東野治之氏もこの様式について詳細な検討を加えられ、「前白」の様式は日本独自のものというよりも、中国六朝時代の文書様式の影響を受けている可能性が大きいこと、同様に公式令の解も、六朝時代の文書様式を起源とする可能性があること、但し「前白」の木簡にみられる「解」の字は、単に「マヲス」（白・申）の意味に用いられているとも解しうるから、かららずしも文書様式を示すとはかぎらないこと、

などの諸点を指摘しておられる。<sup>(21)</sup>

以上の諸氏の見解につけ加えるべきものはほとんどないのであるが、私の気づいた点を述べることにしたい。

今日までに知りえたかぎりの「前白（曰）」の例を、〈史料29〉として掲げる。但し祝詞の例は省略した。

#### 〈史料29〉

（藤原宮出土木簡）

(1) • 法恩師前 小僧吾白 啓者我尻坐□止  
• 僧□者 五百□ 藤原木簡一一五二五

(2) • □ 得文申 別戸造□<sup>〔前カ〕</sup>曰

• □古豆 大嶋 十明日木令  
• 但鮭者速欲等云□□

(3) • □以上博士御前白 宮守官  
• 〔承カ〕

(4) • □大夫前白今日□  
• 〔許カ〕 使□

藤原木簡一一四六六  
藤原木簡一一四一四

県教委概報三一

(5) • 御門方大夫前白上毛野殿被賜  
• □□□□□□□□□□

(6) • 恐々受賜申大夫前筆  
• 曆作一日二赤万呂□

藤原木簡一一九

(7) □大夫前恐□□

藤原木簡一一〇

(8)

御前申薪一束受給

県教委概報三三二

平城木簡一一一七五九

(9)

・卿等前恐々謹解

〔寵力〕

〔奴力〕  
・□吾鳥等謹牒申何□郎

平城木簡二一三一三七

(10)

・卿尔受給請欲止申

藤原木簡一一八

平城木簡二一三一三七

(11)

・末□□命坐而自知何故

藤原木簡一一六一三

平城木簡二一三一三七

(12)

・少安□前謹申

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(13)

・「受受受」

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(14)

・少安□前謹申

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(15)

・彈正台笠吉麻呂請根大夫前奉直丁刀良

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(16)

・閑々司前解近江国蒲生郡阿伎里人大初位上阿

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(17)

・〔伎ノ〕勝足石許田

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(18)

・同伊刀古麻呂送行乎我都鹿毛牝馬歲七里長尾治都留伎

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(19)

・申木屋司御前

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(20)

・大炊司前謹申錦織德

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(21)

・足太物者問給由

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

(22)

・前請菜事雜魚

藤原木簡一一一六

平城木簡二一三一三七

平城概報(一四)

一馬人身病、勤得起居、瘡口大開、出濃不<sup>〔脹〕</sup>止、仍不得  
レ参、以廿三日參向、乞能申賜佐官御前、我尊大主、  
以月廿日奴馬人謹狀

(23) 謹上 石万呂道守両尊 几下

年不記 「上毛野真人啓」

一五一四五五

七月六日黒人  
謹通 高屋大夫前

謹通

一山堂事

右、徒充守人、稍経日月、加以依人不住、舍屋破損、

乞照此状、早申給大德前、可在事急速報下、

一在坂中山寺屋三間

右、不住人、徒破損、是欲還立唐院、此又申給、可

不報下、

四月九日 上野真人謹啓

(24) 「大工益田繩手經師貢進啓」

一五一四六〇

下任外從五位下益田繩手頓首啓 小黒尊御前

進上經所左大舎人 秦男公

右、写經師例、為令仕奉、件人進上、伏乞、

未嘗有好止母、主尊蒙恩光、必欲預于彼經師例、勿

返却、仍錄事狀、謹頓首啓、

(天平五年)字六年四月十六日繩手謹狀

二四一五五九

法華經正本

右、為校写經、欲請一件經、又裝潢生一人、二日間欲得、謹牒、

(25) (天平年中)「黒人請經等牒」

二四一五五九

(26) (天平勝宝八歳)「葛井清成状」のオクの異筆書入

二五一一〇一

〔返上軸二具〕

佐官御前

又此被置即散給耳、經師等淨衣、今追將上、

(天平宝字二年)「玄蕃助石川弟人啓」

一四一一九六

進上經紙五十張、方広経三卷写奉料

右、蒙先日命奉送、敬白

供養物者、今逐進上、又標紙緒袖、畢方進上、

注状謹啓、

十月十五日番助石川弟人状

謹上 東大寺佐官二所

御前

(27) (統日本紀宣命)

天平元年八月癸亥詔

……我皇太上天皇大前恐古士物進退匍匐廻保理白賜比受被

賜久者……

(28) 天平十五年五月癸卯詔

……皇太子斯王尔学志頂令荷豆我皇天皇大前尔貢事乎奏、

(29) 天平勝宝元年四月甲午朔詔

三宝乃奴止仕奉流天皇羅我命盧舍那仏像能大前仁奏賜部止奏  
久……

(延喜式祝詞)

(略)

これらの諸例からうかがわれる事柄は、以下の諸点である。

第一に、「宛先の前に申す」という書様は、藤原宮造営以前の溝SD一九〇一Aの下層から出土した(史料29)(1)によって、天武朝にさかのぼる可能性のあることが知られるが、以後八世紀のなかばにいたるまで、その例がみられる。たしかに藤原宮出土木簡にくらべれば、平城宮出土の事例は少ないが、正倉院文書・宣命の例を加えれば、事例数についてみるとかぎりでは、八世紀の事例にそれほど遜色があるとは思われない。

第二に、「前」「御前」という語が、八世紀には、啓・状等の書状の宛所の脇付として用いられていることである。(25)・(26)・(27)は脇付そのものであるし、(28)も、啓・状等で宛所が文書の初行に書かれる例はしばしばみられるから、これも脇付とみてよい。平城宮出土木簡の(19)「□郎前□」も、墨消してあるが、脇付である。この点は、東野氏が注目された、唐の杜有晋撰『書儀』および北宋の司馬光撰『司馬氏書儀』に、封の様式として示されている「謹詔——前」「謹通——座前」に通するものであろう。

第三に、「宛先の前に申す」という書様の文書木簡には、今日知られるかぎりでは、例外なく年月日が記されていない。<sup>(23)</sup>このことは、この様式による上申形式が、「公文書」による上申とは性質を異にすることを示しているように思われる。

第四に、「宛先の前に申す」という書様は、日本では、口頭の世界に深くかかわっているということである。(29)・(30)・(31)の宣命、および事例の挙示を省略した祝詞の例がまさにそれであるが、それ以上に私が注目したいのは、書状の本文のなかに「御前に申す」があらわれる<sup>(22)</sup>と<sup>(23)</sup>である。<sup>(22)</sup>によれば、経師常世馬人は「石万呂道守両尅」に対し、自分が身病のため参向できないことを「佐官御前」にとりなしてほしいと懇請している。このとりなしは、もちろん口頭で行われた筈である。<sup>(23)</sup>も、この啓の宛先は石山院解案(一五六四五六)によって石山院(務所)であったことが知られるが、差出者上(毛)野真人は務所所属の官人に對し、山堂の舎屋の破損状態を「大徳前」に報告するよう要請している。これも、口頭での報告を要請したものとみてよいであろう。とすれば、「宛先の前に申す」という書様については、日本の場合は、むしろ口頭伝達の文書化という契機を考慮すべきなのではなかろうか。そしてこの点は、第三点として指摘した年月日がないことと、決して無関係な事柄ではないと思われる。口頭伝達に年月日などは、もともと不要であろう。<sup>(24)</sup>

第五に、「宛先の前に申す」という書様は、本来は、人(ひと)

が人（ひと）に対し申するさいに用いられたものではなかつたか、ということである。正倉院文書の諸例は、「前」「御前」が宛所の脇付として用いられている例をも含めて、すべて人から人への伝達である。この点を藤原宮出土の木簡についてみると、一三例のうちで差出者と宛先がともに知られるのは、

(1)の「小僧」が「法恩師」に宛てたもの

(3)の「宮守官」が「博士」に宛てたもの

(6)の「赤万呂」が「大夫」に宛てたもの

(1)の「彈正台笠吉麻呂」が「根大夫」に宛てたもの

の四例であるが、(1)・(6)・(1)は差出者も宛先も個人である。(3)も、もしこの木簡が淨御原令制下のものであれば、後述のように、「某官」は官司名にも官職名にも用いられた可能性があるから、これも「宮守官」某が「博士」某に上申したものとみられなくはない。また、宛先だけが知られるものは、(2)の「別戸造」宛、(4)の「<sup>丞</sup>大夫」宛、(5)の「御門方大夫」宛、(7)の「<sup>等</sup>大夫」宛、(9)の「卿等」宛、(10)の「御宮若子」宛、(12)の「少安<sup>等</sup>」宛の七例だが、これらもみな個人ないし複数の人物を宛先としている。つまり、いまかりに差出者が「宮守官」という官司である可能性のある(3)の存在することを考慮して、宛先だけに限定してみると、この(3)をも含めて、すべて例外なくその宛先は人（ひと、個人・複数）であって、官司を宛先とするものは全くないのである。このことは、上述のように

正倉院文書の事例も同じであり、また平城宮出土の木簡等でも、(1)・(5)・(10)の宛先が「関々司」「木屋司」「大炊司」という官司であるほかは、(18)・(21)はいずれも個人に対する上申である(17)は宛先不明。<sup>(25)</sup> そしてこのような特徴も、上に示した第四点、すなわち「前白」という書様は口頭の世界と深い関係があるということに、通ずるものといえる。

この点は、公式令に定める上申文書の原則と、著しく異なつているといわなければならない。解も、牒式の牒も、辞も、すでに述べたように、官司に対する上申文書であることをたてまえとしていた。もつともこれもすでに言及したように、解の用途が拡大されて、個人の上申文書としてもこれが用いられる、個人から官司への上申のみでなく、個人から個人への上申にも解が用いられた事例を見るにいたるが、しかしこの本来の属性が官司に対する上申文書というところにあつたことは、疑いない。そのような観点からみれば、「官司の前に申す」とする(14)・(15)・(16)は、そうした解の利用方法の拡大にともない、その影響が古い形態の「個人（複数）の前に申す」とする様式に及んだものとみることができるであろう。

このようにして、「前白」という様式の文書が、口頭の世界にかかるわりをもつ文書であり、かつそれゆえに本来は人（ひと）を宛先とする上申文書であったと考えられるとすると、問題はさらにひろがらざるをえない。そして、さしあたり考えられる主要な問題とし

て、以下の三つがあると思われる。

第一は、このようない（ひと）を宛先とする古様の「前白」といいう様式は、その後の上申文書の展開にどのような影響を及ぼしたかという、古文書学上の問題である。第二は、同じく古文書学上の問題としての、これに代る、官司を宛先とする上申文書すなわち公式令に定める解、牒式の牒、辞は、いつに始まるかという問題である。これは、いわゆる公式様文書がいつに始まるかという問題である。第三は、「藤原宮木簡」一「解説」の付章が指摘しているように、この「前白」という書様は、私文書においてのみでなく、公文書とみられる文書木簡にも用いられているが、そうであるとすると、個人に対する上申が公的な意味をもった時期の官司すなわち大宝令施行以前の官司とは、いかなる性質の官司であったのかという、大宝令前官制の質に関する問題である。以下、これら三点について、私のもつている見通しを簡単に述べて、拙いこの稿を終えることにする。

まず、第一と第二の問題は相互に関連しているので、この二つを併せて述べることにする。結論的にいって、私は、官司を宛先とする上申文書——解・牒・辞——が公文書の様式として定められたのは、大宝公式令においてであったと考える。こうしたみかたの反証となるかと思われるものとしては、今日のところ、岸俊男氏が大宝令施行以前のものと認定された藤原宮出土のつぎの木簡があるのみ<sup>(25)</sup>。

である。  
〈史料30〉

膳職白主菓餅申解解

県教委概報二〇

岸氏は、「膳職」を大膳職と内膳司の未分化の時期のものとみなされ、また「白」を古い用字とされて、この木簡を以て「大宝令施行以前における「解」の用字を示す一例となる」と考えられたのであるが、私がそのように考えることに躊躇するのは、岸氏も疑念を示しておられる「主菓餅」という官職名とその表記に、新しさを感じるからである。主菓餅すなわちクダモノノツカサは、令制では官位令に正七位下の相当位が規定されている大膳職の品官であるが、この種の品官は、大宝令以前にその前身官職が存在したとしても、その官職名と表記は異なっていた可能性があるのではないかと思われる。類例はわずかしか知りえないが、たとえば中務省の品官である監物は、淨御原令制下では「下物職」（統日本紀大宝元年二月丁未条）と表記されていた。またたとえば内薬司の品官である侍医は、やはり淨御原令制下では「内薬官」と表記されていた可能性が大きい。このような例から推して、クダモノノツカサを「主菓餅」と表記するのは、大宝令官制以後のことではないかと思うのである。

もしこのようにして、官司への上申を原則とする公式令の解式は、大宝公式令ではじめて定められたと解することができるとするならば、解とその他の様式の上申文書との関係について、つぎのよう

図式をえがくことができると思われる。

大宝令施行以前の上申文書の様式としては、「前白」の形式のものと、中国の私状の影響を受けた啓・状とが、平行して用いられた可能性がある。この二つは、いずれも個人に対し上申する場合に用いられたものであつた。しかし大宝令が制定・施行されて、官司を宛先とする解・牒・辞が採用されると、官司への上申には解が一般に用いられるにいたつたが、個人が差出す上申文書には、一部では依然として「前白」と啓・状が用いられ、やがて前者の「御前」「前」という表記は後者の啓・状の宛所のなかの添付として吸収されてゆく。また個人が差出す啓・状の書様は、解に対しても影響を与え、個人を差出者とする解を生むとともに、さらには解とも啓・状とも解しうる文言をもつた上申文書を生むにいたる、という図式である。

それでは第三の、大宝令制以前の官司の性格についてはいかがであろうか。私は、公的文書として個人を宛先とする「前白」文書が存在することと、大宝令施行以前には官司名が官職名としても用いられたということとは、無関係な事柄ではないよう思われる。大宝令施行以前に、官司名が官職名としても用いられた例としては、小野毛人墓誌銘の「太政官」、日本書紀朱鳥元年三月丙午条と采女氏塋碑文の「大弁官」、続日本紀文武三年正月癸未条の「内薬官」、藤原宮出土木簡の「舍人官」（藤原木簡二一五一四）などがある。

### おわりに

かねてより私は、従来の古文書学の概説書や入門書での古代の文書の扱いかたに、多少あきたらないものを感じていた。古文書学の概説書・入門書においては、たしかに古代の文書の記述にある程度のページを割いている。しかしそれは、概ね公式令に定める公文書の様式を紹介し、若干の事例を挙示するにとどまっているのが通例

従来指摘してきたところによれば、天武朝においてはともかく、淨御原令制のもとでは、四等官制がかなり整備されてきたと考えられている。<sup>(28)</sup> しかしその淨御原令制下にも、まだ、官司名とも官職名とも解される「舍人官」などが存する。四等官制の形成が官司名と官職名の分離を意味するものであるとすれば、このことは、淨御原令制下では、いまだ実質的な分離が完了していなかつたことを示すものなのではなかろうか。個人を宛先とする公的文書としての「前白」文書の存在は、そのような、官職とその属する官司との関係の曖昧な状態、換言すれば、機構としての官司よりも、そこに属する官職に任じている官人個人が意味をもつていた状況に、対応するものであろう。要するに、公的文書として「前白」文書が用いられた時期の官司は、大宝令の施行直後の時期をも含めて、官司としての機能の未成熟な状態のものであつたと思うのである。

である。そして大部分の記述は、平安時代以降の「中世文書」の様式・機能等に充てられる。多少のひがみをこめていえば、従来の古文書学における古代の文書は、「中世文書」への導入のための刺身のツマ程度の位置づけしか与えられていないようには思われる。もっとも古代の文書の扱いがそのようなものでは、そうした概説書・入門書の執筆者のほとんどが中世史の研究者であることからすれば、むしろ当然のことなのかも知れない。しかしこのことは、反面では、古代史の研究者による古代の文書の研究が、やや立ちおくれていることをも意味しよう。私たちは久しく正倉院文書に接してきた経験から、八世紀に現実に作成され授受された公文書が、決して公式令に定める様式のみで律しきれるものではないことを承知している。同様に出土木簡のうちの文書木簡が、やはり公式令では律しきれないと承知している。しかし私たちは、公式令の諸規定と、正倉院文書に代表される古代の文書および文書木簡の三者を総合的に検討し、古代古文書学を体系づける試みを、いまだ果していない。その意味では、上に述べた古文書学の現状に対する私の不満は、みずから怠慢の告白以外の何物でもないというべきである。

とはいって、公式令と正倉院文書と文書木簡の三者をトータルにとらえこれを体系づけることは、きわめて困難であり、またかなりの時間と労力を必要とする。そこで、機会を与えたのを機に、さ

しあり公式令に定められている文書様式に限定して、それが正倉院文書あるいは木簡にどのようななかたちであらわれているかを検討し、将来における古代文書学の体系化のための準備作業として作成したのが、本稿である。意のみ余つて、内容のともなわないものとなつていなかを恐れる。それに、検討方法を右のように限定してしまうと、事例の多くを正倉院文書に求めることになり、したがつて文書木簡を中心据えるのは困難とならざるをえない。木簡が正倉院文書の刺身のツマになつていはしないかも、恐れている。最後に、貴重な機会を与えていただいた木簡学会に深謝する。

## 注

(1) 但し、すでに指摘されているように、東大寺に宛てた左京職移(天平感宝元年六月十日付、三一二五九)がある。相田二郎『日本の古文書』上(一九四九年、岩波書店)一九五頁参照。またこれとは別に、東大寺に宛てた画工司移(天平宝字二年二月廿四日付、四一二五九)もある。しかし後者の宛所東大寺は、「造東大寺司召文」(天平宝字二年二月廿[ ]付、四一二六〇)を参照すると、造東大寺司と一体となつた機関を指すものであるらしい。前者の宛所東大寺も、同様に考えることはできないであろうか。

(2) たとえば相田二郎『日本の古文書』上(前掲)は、「降つて平安時代に至ると、移の伝はるものは多く見えず、この式の文書は此頃漸く廃れた。之に牒の式の文書が代るに至つたものと思はれる」(一九五頁)という。

(3) 前者の例としては、天平勝宝五年五月十三日付造東大寺司牒(一一

一四三三)、天平宝字八年十月十四日付造東大寺司牒(五一四九六)、後者の例としては天平勝宝六年十二月十三日付図書寄移(四一三二)。

(4) 従来、現存する移で最も時代の降るものは、大隅国台明寺文書のなかにある平治元年(一一五九)七月十一日付の大隅国留守所移(台明寺衛宛)とみられてきた。佐藤進一『古文書学入門』(一九七一年、法政大学出版局)六九頁参照。しかしさらに時代の降るものとして、猪隈閑白記(記主藤原家実)建久九年(一一九八)正月廿日条には、つぎのような兵部省移の正文が貼り継がれている(『大日本古記録』による)。

兵部省移 左近衛府

従二位藤原朝臣家実

右人、以<sup>ニ</sup>今日<sup>ニ</sup>任<sup>ス</sup>彼府大將既訖、仍移送如<sup>レ</sup>件、移到准<sup>レ</sup>状、故

移、

建久九年正月十九日正六位上行少錄□□□連

正六位上行少丞藤原朝臣

従三位行卿平朝臣基親

従五位上守大輔藤原朝臣

従五位下<sup>ニ</sup>行少輔藤原朝臣

従五位上行權少輔源朝臣

○「兵部省印」(朱印)八顆ヲ押捺セリ

(5) 『平安遺文』にみられる辭については、新川登龜男「辭」文化小考(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令制と古代社会』所収、一九八四年、東京堂出版)参照。

(6) 他の経師の手実は「解」であるのに、物部道成のみ「辭」とする。道成好みであろうか。

(7) たとえば、天平勝宝四年七月十八日付大納言藤原家牒(三一五八四)。

(8) 岸俊男「木簡と大宝令」(一九七九年木簡学会報告、『木簡研究』二、一九八〇年)。

(9) 今泉隆雄「平城宮木簡の郡領補任請願解」(『国史談話会雑誌』二三、一九八二年)。

(10) 相田二郎「日本の古文書」上(前掲)三六八~三九五頁。

(11) 『文體明辯』は明代の撰であるが、その卷三十三に唐代以後の啓を収録している。

(12) 日付順に挙げると、天平五年正月廿七日付(七一三三)、六年七月十一日付(一一五八二)、七年十二月十七日付(七一四二)、十年三月卅日付(七一六七)、十年十二月付(七一三七〇)、十一年二月十三日付(一一五七)、十一年三月六日付(一一一五九)、十一年四月十五日付(一一一六一)、十一年四月廿五日付(一一一六六)、十一年四月廿六日付(一一一六七)、十一年四月卅日付(七一二五五)、十二年四月十五日付(七一四八五)、十二年四月十五日付(二四一一二六)、十二年七月八日付(七一四八六)。なお、天平九年十月十八日付「高屋赤麻呂(?)写紙并布施啓」(七一一二〇)と天平九年十二月廿日付「高屋赤麿写紙并布施啓」(七一一二二)も高屋赤麻呂個人の啓ではないから、「写經司啓」とすべきものである。また天平宝字八年七月二十九日類取の「写經司啓」(一六一五一四)は、天平年間のものであろう。

(13) 『木簡研究』創刊号(一九七九年)所収「一九七七年以前出土の木簡(一)」の奈良・平城宮跡(第五次)の頃。東野治之氏執筆。

(14) ちなみに、(1)の位置を「雀<sup>ノ</sup>部<sup>ノ</sup>朝<sup>ノ</sup>臣<sup>ノ</sup>真<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>」とよんではよければ、雀部真人は天平十七年四月十七日の内膳司解(一一四〇五)に「正八位上守典膳雀部朝臣真人」と署し、統日本紀天平勝宝三年二月己卯条に「典膳正六位下雀部朝臣真人」とみえるから、この木簡は天平勝宝年間のも

のと推定される。

(15) 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』第三編第四章「教附牒」(一九三七年、一九八三年復刊、東京大学出版会)八三六頁。また、日本思想大系『律令』(一九七六年、岩波書店)公式令補注<sup>14</sup> (早川執筆) 参照。

(16) 日本思想大系『律令』(前掲) 公式令補注<sup>14</sup>。

(17) 宝亀三年九月廿三日付「出雲国国師牒」(東大寺三綱務所宛、六一三九七)は、この牒を指して「船人去八月十一日状云」とする。

(18) 題籤による。『大日本古文書』は「瑜伽論請返帳」と題する。

(19) 第二紙にある切封ウハ書は、その筆蹟からみて、(B)の「奉書」のものとみられる。

(20) 岸俊男「木簡と大宝令」(前掲)。

(21) 東野治之「木簡に現われた「某の前に申す」という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』所収、一九八三年、塙書房)。

(22) 埼玉県行田市。この木簡は、八世紀前半のものと推定される土壙から出土した。积文は、埼玉県埋蔵文化財調査事業団『昭和五十八年度年報』(一九八四年)による。なおこの木簡について、宮瀧交二氏は呪符木簡とされるが、本稿では上申文書形式の木簡として扱う。宮瀧交二「埼玉県行田市小敷田遺跡出土第二号木簡について」(『古代史研究』四、一九八五年)。

(23) この点は、第六回木簡学会研究集会(一九八四年一二月一日)において、報告後、岸俊男氏よりご教示いただいた。記してお礼を申し上げる。

(24) 笠松宏至氏は、口頭すなわち音声で相手に伝えるさいに日付を付することは、無意味かつ不可能であることを指摘されたうえで、中世の日付のない訴陳状は、音声による伝達を文書化したものであることを明らかにしておられる。「日付のない訴陳状」考」(『論集中世の窓』

所収、一九七七年、吉川弘文館、のち『日本中世法史論』所収、一九七九年、東京大学出版会)参照。「某の前に申す」の書様についても、同様のことが考えられるであろう。

(25) 宣命の場合は、(24)は太上天皇(個人)への上奏であるが、(30)の上奏の対象は盧舎那仏である。また(29)は皇子の舞を太上天皇の「大前」に奉ずるというもので、口頭伝達ではない。祝詞の上奏対象は、いうまでもなく神である。

(26) 岸俊男「木簡と大宝令」(前掲)。

(27) 続日本紀文武三年正月癸未条に「詔、授内薬、官、桑原加都直広肆、賜連姓、賞勤公也」とあるが、同一内容の記事が日本書紀朱鳥元年四月丁丑条に「侍医桑原村主河都授直広肆、因以賜姓曰連」とあって、いずれの年紀を是とすべきか決めがたい。しかし官職名は「内薬官」の方が正しく、日本書紀の「侍医」は大宝令制の知識による文節とみてよいであろう。

(28) 東野治之「四等官制成立以前における我国の職官制度」(『ヒストリーア』五八、一九七一年)、直木孝次郎「大宝令前官制についての二・三の考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻所収、一九七八年、吉川弘文館)。但し直木氏は、「淨御原令制で四等官制が確立していたかどうか多少の疑問があるが、仮りに四等官制であつたばあい」というように、慎重な態度を示しておられる。

(29) 平城宮出土の木簡はもちろん大宝令施行以後のものであるし、藤原宮出土木簡でも、(史料29) (1)は「彈正台」の官名よりみて大宝令施行以後のものと思われる。しかしこの木簡では官司名「彈正台」があたかも官職名であるかの如くに記されている。